



愛媛県報

発行 愛媛県

平成22年5月25日火曜日 第2169号

◇ 目次 ◇ 告 示

漁業の許可又は起業の認可の申請期間.....	390
公有水面埋立免許の出願.....	390
土地改良区の管理規程の認可.....	391
道路の区域変更(県道国領高木線).....	392
道路の供用開始(県道新居浜停車場線).....	392
道路の区域変更(県道森松重信線).....	392

監査公表

監査結果に基づく措置の公表(4件).....	392
------------------------	-----

告 示

○愛媛県告示第631号

愛媛県漁業調整規則(昭和43年愛媛県規則第22号)第8条第2項(同規則第21条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、宇和海を操業区域とする小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成22年5月25日

愛媛県知事 加戸守行

許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成22年5月25日から6月7日まで

○愛媛県告示第632号

次のように公有水面埋立法(大正10年法律第57号。以下「法」という。)第2条第1項の規定に基づく埋立ての免許の出願があった。法第3条第1項に規定する書面及び関係図書は、愛媛県庁、東予地方局建設部及び新居浜市役所において告示の日から起算して3週間公衆の縦覧に供する。

平成22年5月25日

東予港港湾管理者 愛媛県

代表者 愛媛県知事 加戸守行

1 出願者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

新居浜市

新居浜市一宮町一丁目5番1号

代表者 新居浜市長 佐々木 龍

新居浜市松原町15番23号

2 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

(1) 埋立区域

ア 位置

新居浜市惣開町乙1番23から同市惣開町乙31番21までの地先公有水面

イ 区域

次の1点から9点までを順次直線で結んだ線並びに9点と1点を結ぶ春分及び秋分の満潮位(C・D・L.+3.70メー

トル)の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点(新居浜市惣開町乙1番26地内の民有護岸に設置された金属鉸)は、北緯33度57分52秒、東経133度15分01秒の地点

1点は、基点から真北121度58分07秒430.81メートルの地点

2点は、1点から真北36度05分14秒9.36メートルの地点

3点は、2点から真北2度41分13秒65.00メートルの地点

4点は、3点から真北92度41分13秒3.62メートルの地点

5点は、4点から真北2度41分13秒116.53メートルの地点

6点は、5点から真北316度55分47秒47.53メートルの地点

7点は、6点から真北226度55分47秒3.62メートルの地点

8点は、7点から真北316度55分47秒4.00メートルの地点

9点は、8点から真北2度24分49秒12.13メートルの地点

ウ 面積

42,837.04平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

新居浜市惣開町乙1番26から同市惣開町乙31番22までの地先公有水面及び同市惣開町乙1番26から同市惣開町乙31番21までの陸域

イ 区域

次のa点からo点までを順次直線で結んだ線及びo点とa点を直線で結んだ線により囲まれた区域

基点(新居浜市惣開町乙1番26地内の民有護岸に設置された金属鉸)は、北緯33度57分52秒、東経133度15分01秒の地点

a点は、基点から真北156度21分45秒176.97メートルの地点

b点は、a点から真北263度34分48秒102.86メートルの地点

c点は、b点から真北354度33分46秒171.83メートルの地点

d点は、c点から真北83度34分48秒383.07メートルの地点

e点は、d点から真北133度37分14秒30.96メートルの地点

f点は、e点から真北106度17分33秒39.70メートルの地点

g点は、f点から真北117度30分07秒65.73メートルの地点

h点は、g点から真北111度10分28秒84.36メートルの地点

i点は、h点から真北174度45分38秒47.12メートルの地点

j点は、i点から真北204度46分10秒99.66メートルの地点

k点は、j点から真北115度13分10秒67.35メートルの地点

l点は、k点から真北25度41分20秒5.00メートルの地点

m点は、l点から真北115度13分08秒107.79メートルの地点

n点は、m点から真北204度18分14秒219.67メートルの地点

o点は、n点から真北305度56分23秒464.31メートルの地

点
ウ 面積
168,158.52平方メートル

3 埋立地の用途
化学工業用地

4 出願年月日
平成22年 5月12日

○愛媛県告示第633号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第1項の規定により、道前平野土地改良区の釜之口堰（電気施設、その他の附帯施設を含む。以下「頭首工」という。）の管理規程を認可したので、同条第4項の規定に基づき、当該管理規程の概要を次のとおり公告する。

平成22年 5月25日

愛媛県東予地方局長 佐伯 隆 志

1 貯水、放水又は取水に関する事項

(1) 貯水に関する事項

頭首工地点における河川の水位（以下「頭首工の水位」という。）は、標高50.18メートルを上限とし、標高48.66メートルを下限とする。

(2) 取水に関する事項

ア 毎年5月1日から10月31日までの期間をかんがい期間とする。

イ 管理責任者（以下「管理者」という。）は、かんがい期間中において、気象、水象及びかんがいの状況を考慮して受益地に必要な水量を取水するものとする。

ウ 頭首工地点からのかんがい用水等の取水量は、最大毎秒2.109立方メートルとする。

2 その他管理規程に記載されている事項

(1) 頭首工の操作、点検及び整備に関する事項

ア 取水時のゲート操作

(ア) 土砂吐の鋼製ローラーゲート（以下「土砂吐ゲート」という。）は、取水位を確保するために全閉の状態とする。

(イ) ゲートの開閉は、停電その他の事故等により、やむを得ず手動操作するほかは、電気駆動とする。

(ウ) 取水を行うときは、頭首工の水位及び取水量に応じて取水樋門の鋼製スライドゲート（以下「取水ゲート」という。）の開度を調整して行うものとする。

(エ) 取水ゲートの開閉は、取水量の僅少な場合又は特別の理由がある場合を除き均等なる開度を保って行うものとする。

イ 平常時における土砂吐ゲートは、取水位を確保するため常時全閉しておくものとするが、次の場合に限りこれを操作し放流することができる。

(ア) 取水ゲートが故障したとき。

(イ) 土砂吐ゲートの点検修理のとき。

(ウ) 頭首工上流の土砂の堆積により取水不能のとき。

ウ 出水時のゲート操作

(ア) 頭首工の水位が上昇し、頭首工に設置している水位計による水位標高（以下「水位標高」という。）が50.18メートルを超える恐れがあるときは、取水ゲートを閉扉した後、

土砂吐ゲートを開扉する。

(イ) 水位標高が50.18メートルより減じた後は、土砂吐ゲートを閉扉する。

(ウ) (ア)及び(イ)の各号の場合においては、頭首工の上流及び下流の水位に急激な変動を生じないように操作する。

エ ア、イ及びウの規定にかかわらず、事故、清掃、その他やむを得ない事情が生じたときは、必要な限度に応じて取水ゲート又は土砂吐ゲートを操作することができる。

オ 管理者は、堰体、ゲート、ゲートを操作するために必要な機械及び器具、観測のために必要な設備、管理のために必要な車輛並びにこれらの操作に必要な資材を常に良好な状態に保つため点検及び整備を行い、特にゲート及び自家用電気工作物については適時試運転を行わなければならない。

(2) 緊急事態における措置に関する事項

ア 管理者は、次の各号の一に該当する場合においては、洪水警戒体制をとらなければならない。

(ア) 松山地方気象台から東予東部地方に対して、大雨・洪水警報が発せられたとき。

(イ) その他洪水が発生されると予想されるとき。

イ 管理者は、洪水警戒態勢をとるときは、施設管理主任（以下「管理主任」という。）の指示を受け職員を呼集してそれぞれ担当部署に配置し、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

(ア) 松山地方気象台、西条市、土地改良区その他関係機関との連絡並びに気象、水象に関する観測並びに情報の収集を密接に行う。

(イ) ゲート並びにゲートの操作に必要な機械及び器具の点検整備、自家用電気工作物の試運転その他頭首工の操作に関し必要な措置をとる。

(ウ) 管理者は、幹線水路への土砂流入防止のため、必要な措置をとる。

(エ) 常に河川流量及び水位に注意し、出水時のゲート操作に万全を期するとともに、必要に応じて一般住民に周知し、危害を生じさせないように注意するものとする。

ウ 管理者は、気象庁により、愛媛県西条市において震度階級4以上の地震が発表されたときは、直ちに施設の異常の有無を点検し、異常を認めたときはすみやかに必要な措置をとらなければならない。

エ 管理主任は、異常湧水等によって必要な水量を取水することが困難な場合には、理事長に報告しその指示を受けて適切な措置をとらなければならない。

(3) その他施設の管理に関し必要な事項

管理者は、頭首工管理日誌を備え、次の各号に掲げる事項について記録しなければならない。

ア 気象（天気、降雨量）

イ 水象（水位）

ウ 取水量

エ ゲートの操作の時刻及び開度

オ 点検及び整備に関する事項

カ その他頭首工の管理に関する事項

○愛媛県告示第634号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
 平成22年 5月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	国領高木線	新居浜市坂井町二丁目甲3492番6から 同市坂井町二丁目甲3577番3まで	旧	メートル 8.0~54.2	キロメートル 0.132	
		新居浜市坂井町二丁目甲3582番3から 同市坂井町二丁目甲3577番3まで	新	15.0~54.2	0.051	

○愛媛県告示第635号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
 平成22年 5月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	新居浜停車場線	新居浜市坂井町二丁目甲3583番3から 同市坂井町二丁目甲3582番2まで	平成22年 5月25日

○愛媛県告示第636号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
 平成22年 5月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	森松重信線	東温市見奈良字廣坪494番2地先から 同市見奈良字柚壽之木1276番1地先まで	旧	メートル 8.4~19.3	キロメートル 0.734	
			新	9.0~28.5	0.734	

監 査 公 表

○公表第18号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。
 平成22年 5月25日

愛媛県監査委員 白 石 友 一
 同 和 氣 政 次
 同 本 宮 勇
 同 赤 松 泰 伸

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
循 環 型 社 会 推 進 課	平成21年 9月10日
(監査の結果) 代執行費用徴収金について、適切な債権管理が望まれる。	

調定年度	債務者	収入未済額(円)	備 考
17年度	6者	58,414,999	

(措置の内容)

代執行費用については、責任があると認められる者に対して請求を行い、資力のある者から回収に努めているところである。平成21年度においても、新たに1,021,816円を徴収した結果、収入未済額は、平成22年3月31日現在で、57,393,183円に減少している。
 今後とも、引き続き、適切な債権管理と早期回収に努めて参りたい。

○公表第19号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。
 平成22年 5月25日

愛媛県監査委員 白 石 友 一
 同 和 氣 政 次

同 本 宮 勇
同 赤 松 泰 伸

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
東 予 地 方 局 建 設 部	平成21年 7月24日

(監査の結果)

物品納入のため取引業者に保有させていた預け金(5,279,822円)が認められたほか、預け金からの物品納入等(159,945円分)があった。

(措置の内容)

当該預け金については、平成22年3月23日までに納入済みである。今後は、会計事務の適正な執行について職場研修を実施するとともに、発注した担当職員より上位の職員が実施確認し、再発防止に努めたい。
なお、不適正な経理により取得した備品簿外品については、備品管理簿に記載のうえ、適正に管理することとした。

○公表第20号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成22年 5月25日

愛媛県監査委員 白 石 友 一
同 和 氣 政 次
同 本 宮 勇
同 赤 松 泰 伸

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
東 予 児 童 相 談 所	平成21年 5月12日
(監査の結果)	
1 児童福祉施設入所措置費負担金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。	

○公表第21号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の38第6項の規定により、措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成22年 5月25日

愛媛県監査委員 白 石 友 一
同 和 氣 政 次
同 本 宮 勇
同 赤 松 泰 伸

選定した特定の事件	外郭公益法人に係る諸問題の監査
監査の結果に関する報告提出年月日	平成21年 3月23日
監 査 対 象 機 関	保健福祉部 管理局 医療対策課
監 査 の 結 果	措 置 の 内 容
(財)愛媛県篤志献体協会の残余財産処分先についての問題点	

区 分	収入未済額(円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
20年度	1,003,390	10,390,008	11,393,398	平成20年12月31日現在(対前年同月比)
19年度	920,540	12,691,880	13,612,420	
差引増減	82,850	2,301,872	2,219,022	

- 職員(1名)の通勤手当について、人事委員会の運用通知に基づき最短の経路でなく社会通念上合理的と認める経路について認定するときは、職員からの十分な検討材料の提供を受けて総合的に判断しなければならないとされているところ、十分な検討がないまま届出のあった通勤経路を認定したことにより、計25,300円(平成20年4月から21年2月までの11か月分)が過支給となっていた。
- 児童福祉施設入所措置費負担金の未収金について、消滅時効が完成した納付金を県会計規則に定める手続をとることなく他の同未収金に充当し収納していた。

(措置の内容)

- 収入未済金については、督促状、電話催告、戸別訪問を実施し、収入未済額の縮減に努めている。なお今後発生する負担金については、面接やケース訪問時を利用し、期限内納入の啓発に努めたい。

区 分	収入未済額(円)		
	平成20年12月31日現在	平成21年度への繰越額(平成20年度末現在)	平成21年12月31日現在
平成20年度分	1,003,390	1,520,840	1,493,730
滞納繰越分	10,390,008	10,292,658	8,605,988
計 ①	11,393,398	11,813,498	10,099,718
平成21年度分②			1,163,840
合計(①+②)	11,393,398	11,813,498	11,263,558

- 3月に合理的な通勤経路に変更認定をし、過支給分については、戻入手続を行った。
- 今後は、納入者に還付手続を行うとともに、時効未成分の未収金を納入するよう指導する。

(財)愛媛県篤志献体協会は平成17年10月に解散し、残余財産を類似団体としての(財)愛信会へ寄附しているが、十分な審議を行わない事務処理の結果、公益事業に使われるべき残余財産56,788千円が収益事業を行う団体に渡ってしまった。

解散及び残余財産の処分に関する書類を閲覧したが、(財)愛信会の事業目的に関する寄附行為変更承認を除き、類似の事業を行う公益法人かどうかを審議した明確な書類は見当たらなかった。(財)愛信会が実施している事業内容を見ると、献体事業を行っていると思えない。寄附行為変更は残余財産を受け入れる手段と思われる。

なお、県の公益法人所管課は、愛信会は献体事業を引き継ぐために寄附行為を変更したもので、篤志献体協会と類似の目的を有する団体となっているため、手続き上問題はない。また、篤志献体者団体への助成により献体事業を行っていると主張する。

二つの財団法人の所在地が愛媛大学医学部病院内であり、役員が愛媛大学関係者という関連はあるが、事業の類似性は乏しく、事実上公益事業を行っていない団体へ残余財産の寄附をしたことについての県の許可処分は妥当と言えない。

解散に際して類似団体がない場合は残余財産を国又は自治体へ寄附することとされている。寄附を受け入れた団体が残余財産を今後も所有し続けることの是非について検討が望ましい。

(財)愛信会は、解散した(財)愛媛県篤志献体協会の事業目的を引き継いで、献体篤志家団体で献体登録等を行う「愛媛大学白菊会」への助成や、献体を受け教育研究を行う「愛媛大学」への助成等を実施しており、今後とも同財団の残余財産を所有し、これらの事業を継続実施していくことが適切であると考え。なお、今回の指摘を踏まえ、県では(財)愛信会に対し、将来に亘る事業の実施と寄付を受けた財産の用途の明確化を求めた。(財)愛信会においては、平成20年度決算から同寄付額を従来的一般正味財産から分離して指定正味財産に改めるとともに、事業報告書に今後の継続実施について明記した。21年度収支予算・事業計画においても、事業実施を決定しており、今後も毎年度提出される決算書・予算書等により事業実施について確認していく。

監 査 対 象 機 関	農林水産部 水産局 漁政課
監 査 の 結 果	措 置 の 内 容
<p>(財)愛媛県水産振興基金におけるアルゼンチン債の評価減 流動資産・有価証券213千円はアルゼンチン債の一部であり、全額評価減すべきである。また、固定資産・基本財産のうちアルゼンチン債の簿価68,000千円は償還可能性が極めて低い為備忘価額として1単位当たり1円とすべきである。 その結果、含み損失は66,849千円であり、平成19年度の正味財産は同額過大に計上されている。 なお、正常な債券でないため「満期保有目的の債券の内訳」の注記から除外すべきである。</p>	<p>(財)愛媛県水産振興基金に対し公益法人会計基準に即した会計処理について指導を行い、減損処理を行うこととなった。</p>